

新型コロナウイルス感染症の影響で お困りの中小企業者等の皆様へ

無利子で支援します！

【4つのメリット】

別 枠 保 証

一般保証枠とは別枠で、4,000万円

融 資 利 率

3年間無利子

据 置 期 間

5年の据置で毎月の返済負担を軽減

信用保証料

国が全額補助

融資実施までの流れ

- ① 申 込 お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。
- ② 認 定 原則、金融機関が、事業者の皆様にご代わって、川崎市に認定申請を行います。
- ③ 融資審査 金融機関は融資の審査後、信用保証協会に保証申請を行います。
- ④ 保証審査 信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。
- ⑤ 融資実施 金融機関は融資を実施します。

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の方に、5月1日から感染症対応資金として融資限度額を3,000万円としておりましたが、今回、融資限度額を4,000万円に拡充し資金繰りの支援を行います。

引き続き、個人事業主と中小・小規模事業者（一部を除く）に最大5年間の据置期間を設定し当初3年間利子補給を行い実質無利子とするほか、信用保証料を最大全額国が補助を行い、本人負担をゼロとします。

【新型コロナウイルス感染症対応資金】

	個人事業主	中小・小規模事業者	
利用できる方	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 (小規模個人(※1)に限る) 危機関連保証の認定を受けた方	セーフティネット保証4号、 危機関連保証の認定を受けた方	セーフティネット保証5号 (小規模でない個人を含む) の認定を受けた方 15%以上減少 15%未満
融資限度額	1事業者 4,000万円まで (セーフティネット保証、危機関連保証を合わせて)		
融資期間	運転・設備資金:10年以内(据置5年以内を含む。)		
融資利率	当初3年間、全額利子補給を実施		利子補給 対象外
	1年以内 年0.9%以内 5年以内 年1.4%以内	3年以内 年1.2%以内 5年超 年1.6%以内	年1.7%以内
信用保証料率 (市助成後)	年:0.0% 国が全額補助		国が 半額補助
必要書類	川崎市の認定書		
申込先	川崎市金融課及び中小企業溝口事務所		

※1 小規模個人とは、常時使用する従業員の数が、①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く) 20人以下、②卸売業5人以下、③サービス業5人以下、④小売業5人以下の個人事業主を言う。

【融資申込先】

【信用金庫】横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩

【銀行】みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、山梨中央、静岡、阿波、三井住友信託、東日本、神奈川、静岡中央、徳島大正

【政府系金融機関】商工組合中央金庫

【問い合わせ先】

融資相談窓口

■川崎市経済労働局産業振興部金融課 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)